

第二十六条 厚生労働大臣が定める送迎並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>一〇三 (略)</p> <p>四 介護給付費等単位数表第10の7の注1及び注2、第11の11の注1及び注2、<u>第11の2の9の注1及び注2</u>、第12の14の注1及び注2、第13の13の注1及び注2及び第14の14の注1及び注2において厚生労働大臣が定める送迎 第一号の規定を準用する。</p>	<p>一〇三 (略)</p> <p>四 介護給付費等単位数表第10の7の注1及び注2、第11の11の注1及び注2、第12の14の注1及び注2、<u>第13の13の注1及び注2</u>及び第14の14の注1及び注2において厚生労働大臣が定める送迎 第一号の規定を準用する。</p>